

シップリサイクル条約を巡る国際的動向（2015年度）

（はじめに）

シップリサイクル条約は、船舶の解体作業（リサイクル）における労働安全と環境保護等を目的とし、2009年に香港で採択されました。世界各国は条約の実施に向け、国際的ガイドラインの策定・承認等の作業を進めると共に各国の法制化に取り組み、2016年3月7日ベルギーが批准し、計4カ国（ノルウェー、コンゴ、フランス及びベルギー）が批准しています。

わが国では、国土交通省海事局船舶産業課が事務局となった「シップリサイクル条約の批准に向けた検討会」が2013年12月から開催され、2015年9月には第3回検討会が開催されました。第3回検討会では、条約の批准に向けた課題が抽出され、「2016年夏頃を目処に国内法制化に際しての方向性をとりまとめる」旨決議されています。（別紙 1）

（シップリサイクル・セミナー）

2016年2月3日、ロンドンで”International Seminar Towards sustainable ship recycling”が、日本の国土交通省とIMO事務局との共催により開催されました。

このセミナーは、労働安全・環境保護の達成に向けた条約の早期批准に向け、南アジアにおけるシップリサイクル施設の改善等に携わる関係者が情報の共有を行うことを目的としたものです。

わが国は2年前からインドと技術協力を行い、2015年9月にはインドの2ヶ所のシップリサイクル施設に対してClass NKが条約に基づく適合証書を発給しました（南アジアで初めて）。また、2015年4月には、バングラデシュ政府、IMO事務局、バーゼル条約、ロッテルダム条約及びストックホルム条約の事務局並びにNORAD（ノルウェー）の共同プロジェクトがバングラデシュで開始されました。パキスタンでもUNEPとの共同プロジェクトが開始されています。

主な議題は以下のとおりです。（別紙 2）

- ① 如何にシップリサイクル施設の改善を行うか—優良事例の共有—
- ② シップリサイクル政策—条約の批准に向けて—
- ③ 持続可能なシップリサイクルに向けて—関係者の役割—

このセミナーには、わが国の国土交通省加藤技術審議官を初め、27ヶ国（及び10の国際機関）から89名が参加し、活発な意見交換が行われました。

当協会からはアムステルダム事務所が参加し、関係者との意見交換及び情報収集に努めました。